

大口町告示第 1 5 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、平成 2 2 年度・2 3 年度に大口町が発注する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のように定める。

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

大口町長 森 進

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項（同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第 3 条第 4 項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りではない。
- (3) 建設工事にあつては、建設業法第 2 7 条の 2 9 に規定する総合評価値の通知（定時受付は審査基準日が平成 2 0 年 7 月 1 日から平成 2 1 年 6 月 3 0 日までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評価値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日からさかのぼって審査基準日が 1 年 7 月以内にあるもの）を受けていない者
- (4) 建築設計にあつては建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和 2 4 年法

律第188号)の規定に基づく測量業の登録を受けていない者

(5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者

(6) 入札参加資格審査申請書又は別添書類に虚偽の事項を故意に記載した者

(7) 町が指定する国税、都道府県税及び市町村税に未納がある者（徴収猶予を受けている者は未納がないと者とみなす。）

(8) 資格審査を希望する業種について、大口町小規模工事等契約要領（平成15年大口町訓令第1号）による届出事業者

2 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

平成22年1月4日から平成22年2月15日まで（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

平成22年4月1日から平成24年1月31日まで（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS／EC）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(3) 別送書類

(2)による申請後、次の書類を別送書類として各1部、提出すること。

別送書類（各種証明書）は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が申請書提出時からさかのぼって3月以内のものとする。

別送書類のうち、納税証明書については、未納の税額がない証明書又は申請直近の事業年度 1 年間分の納税証明書とする。

ア 建設工事に係る添付書類

書類名	摘 要	
納税証明書 (国税)	代表審査自治体が大口町の場合	納税証明書（「その 3 の 2」又は「その 3 の 3」） ・法人 その 3 の 3 ・個人 その 3 の 2 (本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます)
	代表審査自治体が大口町以外の場合	上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付
納税証明書 (県税)	代表審査自治体为爱知県の場合	提出書類は不要 申請時に入力した課税番号で確認します。 ※ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県の県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	代表審査自治体が大口町の場合	次のいずれかの書類 ・愛知県の県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体がその他の場合	上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付

納税証明書 (市区町村 税)	・ 本社及び大口町に登録する契約営業所の所在する市区町村が発行した未納の税額がない証明書（本社を契約営業所とする場合は本社分のみ） ・ 上記の証明書の交付が受けられないときは、以下の申請直前の事業年度分の納税証明書 ア 法人の場合 市区町村が発行する法人市区町村税及び固定資産税納税証明書 イ 個人の場合 市区町村が発行する市区町村県民税及び固定資産税納税証明書
工事経歴書	申請直前の事業年度 2 年間分の実績調書 (経営事項審査書類の工事経歴書の写しでも可)

イ 設計・測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類

書 類 名	摘 要	
登記事項証明書等	代表審査自治体が大口町の場合	ア 法人 登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本 イ 個人 代表者の身元証明書（本籍地の市区町村長が発行する身元証明書。日本国籍を有しない方は外国人登録証明書）及び代表者の登記されていないことの証明書（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能。）
	代表審査自治体が大口町以外の場合	上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付して下さい
納税証明書（国税）	代表審査自治体が大口町の場合	納税証明書（「その３の２」又は「その３の３」） ア 法人 「その３の３」 イ 個人 「その３の２」 納税証明書は、本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。
	代表審査自治体が大口町以外の場合	上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付する

納税証明書 (県税)	代表審査自治体が 愛知県の場合	提出書類は不要（申請時に入力した課 税番号で確認） ※ただし、納税状況が確認できない場 合は、愛知県の県税事務所発行の納 税証明書を求める場合がある。
	代表審査自治体が 大口町の場合	次のいずれかの書類 ・愛知県の県税事務所が発行した納税 証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛 知県税の納税義務がないことの申出 書」
	代表審査自治体が その他の場合	上記の書類を、申請画面で表示された 代表審査自治体に送付
納税証明書 (市区町村 税)	・本社及び大口町に登録する契約営業所の所在する市区町村 が発行した未納の税額がない証明書（本社を契約営業所と する場合は本社分のみ） ・上記の証明書の交付が受けられないときは、以下の申請直 前の事業年度分の納税証明書 ア 法人の場合 市区町村が発行する法人市区町村税及び固定資産税納 税証明書 イ 個人の場合 市区町村が発行する市区町村県民税及び固定資産税納 税証明書	
設計、調査、 測量等実績 調査	申請直前の事業年度 2 年間分の実績調書	

(4) 添付書類の提出期間

ア 定時受付

(2)より送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は平成22年2月19日とする。）

イ 随時受付

(2)により送信した日から7日以内必着

なお、提出期日の最終日が大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日に当たる場合は、その日以後の最初の日までに必着とする。

(5) 添付書類の提出方法及び提出先

下記の場所へ原則郵送とする。

大口町総務部行政課

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地（郵便番号480-0144）

ただし、代表審査に必要な添付書類は代表審査自治体に提出すること。

(6) 申請する営業所

申請は、本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請すること。

なお、契約締結する営業所において、建設業法上の営業所としての設置の許可又はその営業所における業種の許可があること。

3 資格審査

1の競争入札に参加できない者に該当しないことを調査し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査する。

(1) 建設工事

競争入札に参加できる者は、別表1の入札参加資格審査業種のうち、希望する業種ごとに、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項の審査により必要な等級に区分し、決定する。

ただし、災害等で緊急の必要があると認めるとき、特定の機械又は技術を必

要とするとき、その他特に必要と認めるときは、当該等級の格付にかかわらず、当該等級以外の等級に係る競争入札に参加を認めることができる。

(2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務

競争入札に参加できる者は、別表２の入札参加資格審査業種のうち、希望する業種ごとに年間平均実績高、自己資本額、常勤職員数、有資格者数及び営業年数について審査し、決定する。

4 結果通知

定時受付の場合は、平成２２年３月下旬に、その結果をあいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）により申請者に通知する。

随時受付の場合は、平成２２年５月登録からおおむね１月ごとにその結果を申請者に通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間は次のとおりとする。

入札参加資格決定の日（定時受付は、平成２２年４月１日）から平成２４年３月３１日までとする。ただし、平成２４年４月１日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成２３年度以降に平成２４年度及び平成２５年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出するものとする。

6 変更等の届出

２により入札参加資格申請書を提出した者は、申請した内容に変更等あったときは、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）により町長に届け出なければならない。

7 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後２年間競争入札に参加させないことがある。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当り、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (7) 建設工事にあつては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
- 8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

9 その他

- (1) 町長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 平成22・23年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。
- (4) この告示の入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、ウェブサイト等で公表する。

別表 1

業 種
土木工事業
建築工事業
大工工事業
左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
電気工事業
管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
舗装工事業
しゅんせつ工事業
板金工事業
ガラス工事業
塗装工事業
防水工事業
内装仕上工事業
機械器具設置工事業
熱絶縁工事業
電気通信工事業
造園工事業
さく井工事業
建具工事業
水道施設工事業
消防施設工事業
清掃施設工事業

別表 2

業 種
建築設計
設備設計
一般測量
航空写真測量
河川、砂防及び海岸
港湾及び空港
道路
上水道及び工業用水道
下水道
農業土木
森林土木
水産土木
造園
都市計画及び地方計画
土質及び基礎
鋼構造及びコンクリート
建設環境
地質調査
土質調査
土地評価
物件調査
事業損失